

「ジャパンSDG s アワード」実施要領

平成 29 年 12 月 25 日

SDG s 推進本部幹事会決定

平成 29 年 6 月 9 日開催の第 3 回 SDG s 推進本部の決定を踏まえ、「ジャパンSDG s アワード」表彰の実施に関し、必要な要領を下記のとおり定める。

記

1. 目的

持続可能な開発目標（以下、SDG s という。）達成に向けた企業・団体等の取組を促し、オールジャパンの取組を推進するために、SDG s 達成に資する優れた取組を行っている企業・団体等を、SDG s 推進本部として選定し表彰する。

2. 公募の対象

SDG s 達成に資する優れた取組を行っている企業又は団体等とする。

3. 表彰者

表彰は、SDG s の推進にかかる事例に関し、極めて顕著な功績があったと認められる企業又は団体 1 案件については SDG s 推進本部長が、特に顕著な功績があったと認められる企業又は団体については SDG s 推進副本部長が行う。

4. 表彰の方法

表彰は、表彰状と記念品を授与してこれを行う（別紙参照）。

5. 表彰の時期及び公表

表彰は、年一回を基準として行う。

6. 被表彰者の決定

SDG s 推進本部は、公募にて求める応募書類の提出があった者のうちから、以下 7. で定める選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

7. 選考委員会

（1）選考委員会は、SDG s 推進円卓会議の構成員から構成する。

（2）選考委員会は、第 6 条の規定により応募のあった候補者から受賞にふさわしい者を選考し、SDG s 推進本部長及び SDG s 推進副本部長に報告する。

8. 表彰の事務

表彰に関する事務は、外務省及びその他関係府省の協力を得て、内閣官房において行う。

9. 具体的実施方法

毎年度の具体的実施方法については、別途、SDGs推進本部幹事会が定める。

(別紙)

要領第4条 極めて優れた功績があったと認められる者

表彰状	企業名・団体名 殿
貴社／貴団体は持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組を積極的に行いその功績は極めて顕著であります よってここにこれを表彰します	
平成 年 月 日	SDGs推進本部長（内閣総理大臣）
○	○
○	○
○	○

要領第4条 特に優れた功績があったと認められる者（内閣官房長官）

表彰状	企業名・団体名 殿
貴社／貴団体は持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組を積極的に行いその功績は特に顕著でありますよってここにこれを表彰します	
平成 年 月 日	SDGs推進副本部長（内閣官房長官）
○	○
○	○
○	○
○	○

要領第4条 特に優れた功績があったと認められる者（外務大臣）

表彰状

企業名・団体名 殿

貴社／貴団体は持続可能な開発目標
（SDGs）に関する取組を積極的に行
いその功績は特に顕著でありますよって
ここにこれを表彰します

平成 年 月 日

SDGs推進副本部長（外務大臣）

○
○
○
○